

## 公図を座標変換により復元する根拠法

### 都市再生街区基本調査作業規定運用基準

#### 公図標定の方法（規程第25条1）

第25条 街区点の測量成果を基準とする公図の標定方法は、別表第26に定めるところによる。

#### 別表第26

1. 公図の標定は、公図現況重ね図をベースに、街区点を基準として、公図をヘルマート変換（縮尺補正を行わないもの）及びアフィン変換のそれぞれの方法により座標変換し、最小二乗法により街区点と変換後の当該公図上の対応点との残差が最小となるよう行う。
2. 公図の標定は、座標変換の基準となる街区点を4点以上設定して行う。

#### 【意見】

基本的にはこれで問題はないと思います、注意点は公図作成後に加筆された分割点、線は使わないことが必要です。

街区点と言うとどうしても道路、水路の換地に囲まれた範囲を言いますから公図作成後に改修された道路、水路に関しては現況の点をそのまま座標変換の準拠点に使うことは避けなければなりません。

これを補うには民々境界で管理状態の良い点を準拠点に含めることと、改修された道路、水路の関しては座標変換上で方向線処理を入れないと復元位置が偏る問題が出ます。

従いまして 2 に関しては街区点+管理状況の良い民々境界も含める必要があります。

（土地家屋調査士 小野孝治）